

総務政策委員協議会記録

開会年月日	令和3年2月10日
開会時刻	午前10時32分
閉会時刻	午前11時5分
出席委員名	◎小山 敏 ○山本正一 鈴木豊司 福井輝夫
	品川幸久 藤原清史 西山則夫
	浜口和久 議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	中野 諭
協議案件	1 市の花・木・鳥の制定について
	2 機構改革（案）について
	3 伊勢市犯罪被害者等支援条例について
	4 管外行政視察について
説明員	総務部長、総務部参事、総務課長、職員課長
	危機管理部長、危機管理部次長
	その他関係参与

協議経過

小山委員長が開会を宣告し、会議成立宣言後、直ちに議事に入り、「市の花・木・鳥の制定について」外3件について当局から説明を受け、質疑の後、聞き置くこととし、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時32分

◎小山敏委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、御手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいをさせていただきます。

【市の花・木・鳥の制定について】

◎小山敏委員長

それでは、「市の花・木・鳥の制定について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

総務部長

●江原総務部長

本日は、総務政策委員会に引き続きまして協議会をお開きいただきまして、ありがとうございます。御協議いただきます案件につきましては、ただいま委員長から御案内のとおりでございます。

それでは、各担当から御説明申し上げますので、何とぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎小山敏委員長

総務課長。

●中世古総務課長

それでは、伊勢市の花・木・鳥の制定について御説明申し上げます。

まず、資料の1をお願いいたします。

まず、「1 経緯等」についてでございます。

平成17年の合併前の市町村においては、資料下段の5に記載のとおりそれぞれの市町村において、市の花・木を定めておりましたが、合併後は定めておりません。

市の花・木については、合併時の調整方針で、市の花・木は新市において新たに定めるとしておりましたが、平成28年2月の総務政策委員協議会の市町村合併の検証の中で、市の花・木は制定要望の高まりなど、制定の必要があると認められる場合に制定すると御報告させていただいたところでございます。

これらのことから、各地域審議会への意見聴取、また昨年実施しました市民アンケートにも項目を設け、その結果も踏まえまして、市の花・木に加え、鳥についても制定しようとするものでございます。

「2 制定の目的」でございますが、本年は三重とこわか国体、三重とこわか大会の開催が予定されております。このことを契機としまして、市の花・木・鳥を制定し、市のイメージを市内外に広く発信することで市への誇りと愛着の醸成、観光誘客などにつなげようとするものでございます。

「3 選考の方法」についてでございますが、制定に当たりましては、知識経験者等で構成する選考委員会を設置し、その意見を聞くとともに、市民の皆さんへのアンケートを実施したいと考えております。

「4 制定までのスケジュール」でございます。3月市議会定例会に選考委員会の設置に伴う条例改正など関連議案を提出させていただき、4月から7月までの間、選考委員会における審議、市民アンケートなどを行い、8月に制定の予定としております。

以上、伊勢市の花・木・鳥について御説明申し上げます。

何とぞよろしく御協議いただきますようお願い申し上げます。

◎小山敏委員長

ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ここにつきまして少しお尋ねをさせていただきたいと思っております。

平成28年2月の協議会におきましてはですね、市民の機運が高まったら制定する方向であるというような報告がございました。これにつきましても平成31年3月に一般質問させてもらっております。そのときの答弁がですね、「大勢の市民の合意が必要である」と、それから「行政からの働きかけではなく市民の機運が盛り上がるのがふさわしい」というような御答弁でございました。

今回、合併調整項目になかった鳥も入れてもらっておるんですが、制定そのものには私は賛成でございます。この市民の機運の盛り上がりということなんですが、市民の機運にどのような変化があったのか、その点少し御披露いただけないでしょうか。

◎小山敏委員長

総務課長。

●中世古総務課長

市民の機運の盛り上がりをどのようにつかんだかというような御質問だと思いますが、確かに制定要望の高まり、機運の盛り上がりというのをつかむということは非常に難しい手法等でございます。

今回議会のほうからもですね、これまで委員会、例えば本会議等におきましても御意見、御質問等をこれまでいただいてまいりました。

今回その市民の意見、機運の盛り上がりという部分につきましては、四つの地域審議会等で御意見をお伺いしました。それに加えまして、先ほどすいません、繰り返しになって申し訳ありませんが、市民アンケートに項目を加えました。この市民アンケートの結果でございますけども、回答いただいた方のうち45%の方が制定の必要があるというふうに御回答いただいております。それで、制定の必要はないという方が14%です。そのほかの方につきましてはどちらとも言えないというような回答をいただいております。

それと、件数としては、ちょっと全ての把握をしておりませんけども、総務課のほうにもですね、市民の方もしくは外の、市民以外の方からも、伊勢市の花・木は何なんかいなという問合せ等もこれ合併後15年以上たちますけども、まだ問合せのほうもでございます。

その辺りを考慮しまして、今回国体を一つの契機として制定しようとしたものでございます。以上です。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。

それとですね、4番のところなんですけど、この選考委員会、これにつきましては知識経験者等で構成をされるということなんですけど、恐らく市の附属機関の位置づけになるかと思うんですけど、この選考委員会そのものにどこまで求めていくのか。それぞれ単品を選んでもらうのか、ある程度候補を絞って何点か選んでもらうのか、その辺はどんな諮り方をするんですか。

◎小山敏委員長

総務課長。

●中世古総務課長

選考委員会に審議をお願いするという内容につきましてはですが、選考の基準、市民の方に御意見をお伺いするにしましても、このような花が伊勢市の花としてふさわしい、このような木が伊勢市の木としてふさわしい、そのような選考の基準を一つつくっていただくことが必要であると考えております。

それに加えましてその後の、先ほど委員さん言われたような種類を絞って、どこまでこの選考委員会をお願いするのかというような部分につきましては、選考委員会の委員さ

んのほうの意見も聞いてのことにはなりますけども、今思っておりますのは、例えば木と花という区分けというのは非常に難しい部分もございます。その辺も市民の方の意見を取り入れやすい、市民の方の合意が得られやすいような形の方向性も踏まえて、選考委員会のほうで諮っていきたいというふうに考えております。

◎小山敏委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今説明いただいたんですが、ということは、選考委員会では、きちっと基準をつくってもらって、その基準に従って、例えば花はこれや、木はこれやということで選んでもらうのか、その辺いかがですか。その後ですね、市民アンケートの仕方も当然変わってくると思いますんで、その辺も合わせてお聞かせ願いたいんですけど。

◎小山敏委員長
総務課長。

●中世古総務課長

ただいま考えておりますのが、その選考基準、このようなのがふさわしいというた後にできれば数種、そういうこの花・木というのを選定、鳥も含めてですけども、選定した状態で市民の方の御意見をお伺いする形を取ってまいりたいなというふうに今、事務局案としては持っております。以上です。

◎小山敏委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、分かりました。

それとですね、令和3年8月には制定するということなんですが、制定の手續というか、議会の関わり方ですね。議決事項ということで議決を求めてもらえるのか、その辺いかがですか、制定の手續の仕方。

◎小山敏委員長
総務課長。

●中世古総務課長

現在のところ、市の慣行の、市の花・木・鳥については議会の議決の事項にはなっていないというふうに理解をしております。

ただ、当然、市のシンボルとして制定していくものですので、その制定の経過というか制定の経過を含めたこのような形で制定していくというふうにつきましては、議会のほう

にはまた御報告を申し上げていきたいと思っております。以上です。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

議会の報告いただくだけ、議決事項ではないということで認識をされておるといことで理解させてもらってよろしいですか。はい、ありがとう。

◎小山敏委員長

他に御発言はございませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

先ほど市民憲章の話を見せてもらったんですけど、市民憲章、これ合併で1市2町1村で合併をしたわけなんで、そのときには旧伊勢市にしか市民憲章はなかったわけですね。ですから逆に言うと、他の町村の方は市民憲章ということ自体、あること自体が知らなかったし、それに対して逆にアレルギーもあるかも分かりません。

対等合併したんで、当然のことながら伊勢市のものを引き継ぐことに対しては違和感が感じられることもありながらですね、今回それに対して計画を基にまとめるということで、それでいいんですけど、鳥や花、もちろんこれ私もせなあかんと思ってるんですけど、よその2町1村のところも非常に歴史の古いわけですね。当然、そこがやっぱりプライドを持ってやってきたというところを一つにすっとまとめるということは非常に体力のいる話かなと私は思っております。簡単にはいかないかなと思います。

一つこれにしたらいやないかというふうな話にはなかなかかならんと思いつつ、ちょっと質問をさせていただきたいんですけど、参考と書いてありますよね、これは合併のときのあれなんですけど、伊勢市の桜のところは、オヤネザクラなんですよ。

◎小山敏委員長

総務課長。

●中世古総務課長

伊勢市の花と木の、これ伊勢市の場合ですと、昭和54年10月の広報のほうにはあるんですけども、その時には市では桜ということになっております。オヤネザクラではなく市の木は桜ということで広報のほうにも決定がされているというような形になっております。

◎小山敏委員長

品川委員。

○品川幸久委員

私ここに資料あるんですけど、ここにはオヤネザクラと書いてあるんで、昭和54年10月18日指定と書いてあるんで、これは市が勝手に変えたということではよろしいんですか。

○品川幸久委員
総務課長。

●中世古総務課長

そこと同じあれなんですけども、選定された伊勢市の木、桜というのがそのときの全国植樹祭のほうで植栽されるというような記事があるんですが、その中で、市では旧豊宮崎文庫に3本だけ残るオヤネザクラの保存と市の木というのをオヤネザクラを主体としてすることとしていますという記事がありますので、そこら辺の部分がオヤネザクラという表現というのと絡んでおるのかなというふうなことで、すみません、ちょっとそこまでしか私も知りませんが、申し訳ありません。

◎小山敏委員長
品川委員。

●品川幸久委員

やっぱりこういう提案されるときは、少なくともずっと調べていただいてですね、私もこれ出されたときに、あれ伊勢市の花というのではないねと思っておったんです。

それで、例えばインターネットで調べると出とるんですね。これ間違い記事が出とるのかな。そやもんで、そのところはですね、オガタマノキというのが出とったですよ。これウィキペディアで見たんですけど、これはモクレン科で、伊勢市の矢持町の伊勢市の指定天然記念物というて書かれておったわけなんですけど。僕はあれ何でないのかなと思って今ちょっと聞かせてもらったんですけど、おたくらも当然こういうことを提案する以上はそこら辺のことを下調べを全部してあると思うんですけど、何ででしょうかね、教えてください。

◎小山敏委員長
総務部長。

●江原総務部長

すみません、ちょっとその情報関係のところはつまびらかには調査をしておりませんが、これまで合併調整等でも、調整項目に挙がっておりますのが桜と、旧伊勢市の木は桜というようなことで、これをちょっと私も議会事務局におりましたときにも当時全員協議会です、桜ということで市当局のほうから報告をさせていただいてというふうなことはちょっと経過としては聞いておるところでございます。

◎小山敏委員長
品川委員。

○品川幸久委員

私が言うとするのはね、そのね、インターネットとかで調べるとね、伊勢市で入っていくと伊勢市のところの木はオガタマノキで、花はオヤネザクラというふうに今載っとるわけですよ、載っとるんですよ。

一回伊勢市の方なんで、伊勢市のことをちょっと書いてあることが間違っていないか、ちょっと調べていただくのもいいことかなと思うんですけど、やっぱりこういうことを提案されるときには、少なくともそういうところをちょっと見ておく必要もあるんかなと思って今お聞きしたんで、間違っとるんやったらこれは間違うとするよということを訂正していただければ結構なんで。

◎小山敏委員長

総務部長。

●江原総務部長

すみません、その辺もちょっと一度調べさせていただいてですね、ということで、ただ、旧伊勢市の慣行としてはそういうふうなことで決まっております。ただ、その辺はちょっと調査をさせていただきたいと思います。すみません。

◎小山敏委員長

品川委員。

○品川幸久委員

それとですね、簡単にいかんと思うんですのでね、他市の例を見ると、市の木・花というところを決めた後にですね、やはり地域の要望が強いものは、市民の花とか、市民の木として認めておるところがあるんですよ。やっぱりそこら辺の配慮も含めて、揉めたときにはいろんなすべを取れるようになったとも考えて進めていただけるとありがたいかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

◎小山敏委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【機構改革（案）について】

◎小山敏委員長

次に、「機構改革（案）について」御協議願います。

当局から説明をお願いします。

職員課長。

●上田職員課長

それでは、「機構改革（案）について」御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

今回の機構改革は、令和3年4月の定期異動に合わせて機構の見直しを行おうとするものでございます。

それでは、その概要につきまして御説明いたします。

表の右側の機構改革案を御覧ください。

情報戦略局でございますが、情報政策課の課の名称をデジタル政策課へ変更し、国のデジタル施策に伴う行政手続のオンライン化の推進や住民情報システム標準化への対応を行っていくとともに、調査、統計系の事務を企画調整課へ移管し、デジタル政策に係る部門に特化することといたします。また、文化振興課の事務を教育委員会から情報戦略局へ移管し、課の名称を文化政策課に変更いたします。

次に、環境生活部におきましては、清掃課の課の名称をごみ減量課へ変更いたします。

次に、健康福祉部におきましては、地域共生社会の実現に向け、福祉生活相談センターを新設し、高齢者支援課及び障がい福祉課の事務の一部と福祉総務課の地域福祉系の事務を移管いたします。また、高齢者支援課及び障がい福祉課を廃止し、高齢・障がい福祉課を新設いたします。次に、特別定額給付金対策室につきましては、事業終了に伴い廃止いたします。

以上が来年度の機構改革案の概要でございます。

部課の数といたしましては、情報戦略局が1課の増、健康福祉部が1課の減、教育委員会が1課の減となり、全体として1課の減となります。

今後のスケジュールでございますが、今回の機構改革に伴い条例の改正が必要となりますことから、3月市議会定例会に条例案を提案することとしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎小山敏委員長

ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市犯罪被害者等支援条例について】

◎小山敏委員長

次に、「伊勢市犯罪被害者等支援条例について」を御協議願います。

当局から説明をお願いします。

危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長

それでは、「伊勢市犯罪被害者等支援条例について」御説明申し上げます。

本件につきましては、犯罪により直接的被害のみならず、その後身体的、経済的または精神的などの二次被害を生じている犯罪被害者やその御家族、また御遺族に対し相談業務及び支援等により被害の早期回復または軽減を目的に、犯罪被害者等基本法に基づき新たな条例を制定しようとするもので、昨年11月26日に開催の総務政策委員会協議会におきまして、伊勢市犯罪被害者支援条例の骨子とともに条例の背景、目的、基本理念、支援内容及び今後のスケジュールについて御説明いたしたところでございます。

その後、スケジュールのとおり11月27日より12月28日までの間、パブリックコメントを実施いたしました。

本日はその結果について御報告申し上げます。

資料3を御覧ください。

1の「経過」と、2の「パブリックコメント実施の結果」、(1)意見募集した案件につきましては、ただいま御説明させていただいたとおりでございます。

(2)周知方法、(3)閲覧場所、(4)意見提出の対象者、(5)意見募集期間は、記載のとおりでございます。

(6)意見募集の結果につきましては、意見はございませんでした。

最後に、「3 今後のスケジュール」でございますが、3月市議会定例会へ条例案を提出し、議決を得られたならば、令和3年4月1日より条例の施行をいたしたいと考えております。

以上、「伊勢市犯罪被害者等支援条例について」御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎小山敏委員長

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

昨日の教民です、再犯防止推進計画が提案をされております。私はですね、この再犯防止推進計画につきましては、所管ですね、危機管理の防犯が担当すべきである。それから、今日提案いただいております犯罪被害者等支援条例につきましては福祉部門で担当すべきではないかなというふうに思っておるわけでございます。

昨日の再犯防止計画の説明ではですね、再犯防止には地域社会で孤立させない支援が必要ということでございまして、何とか理解をしていかないかなというふうに思っておるんですが、やっぱり再犯防止につきましては危機管理であるのかなというふうに思っております。もうそれ以上言うと所管外になってきます。

今回、犯罪被害者等支援条例でございます。昨年11月の協議会でこの内容のほうの説明をいただいたわけですが、犯罪被害に遭われた方を様々な方面から支援していこうとするような内容でございます。今でもですね、危機管理の部門ではなくって、福祉

部門で支援を担当していくのがふさわしいというふうに思っておるわけでございます。

既に危機管理部のほうで啓発等の対応に当たってもらっておるんですが、なぜ危機管理でこの部分を担当するのか、その辺の辺りをですね、今一度お聞かせ願えないですか。

◎小山敏委員長

危機管理部次長。

●宮本危機部次長

鈴木委員の御質問にお答えさせていただきます。

まずこの犯罪被害者等支援の関係でございますが、危機管理には災害対応というところの強いイメージがございますが、今言われましたように防犯行政も危機管理課のほうで行っております。

県下の状況を参考までに申しますと、まず三重県が、この犯罪被害者等の支援に関する業務としましては環境生活部の暮らし交通安全課というところが部署でございますが、こちらは防犯行政を携わっているところでございます。また、この29市町におきましても、危機管理・防犯防災の担当する部署としましては半分以下なんですけど、防犯を担当する部署が25市町とほとんどでございます。そういった状況でございます。

そしてまた、この犯罪被害者等の対応、相談支援につきましては、庁内でもそれぞれ幾つかの部署が関わってきます。そういった中で、総合窓口として私どものほうが行うんですが、庁内と同時にですね、部外としましては警察及び公益社団法人の三重犯罪被害者等総合支援センターとの連携が必要となってきます。

そういったことから、平時に日常的に警察及びセンターとのつながりは危機管理課の防犯係のほうが強いか、繋がりがございますので、私どものほうで担当させていただくということでございます。以上です。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。全庁的に対応していくということで理解をさせてもらいたいと思います。

今ですね、この危機管理部におきましては、危機管理課と防災施設整備課がございます。

危機管理課の中には災害危機管理係と防犯係の2係あるんですが、その辺のほう事務分掌の整理がですね、どのようにされていくのか。この防犯係のほうで担当されていくのか、改めてまたこの規則を見直すのか、その辺はいかがですかね。

◎小山敏委員長

危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長

今の御質問にお答えさせていただきます。今の分掌規定のとおりですね、防犯係のほうで対処していくというふうに今考えております。

◎小山敏委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。

最後になりますが、意見募集の結果ですね、意見数がゼロ件ということで報告をいただきました。このゼロ件に対する当局の受け止め方なんですけど、これ市民の皆さんの関心が薄いのか、あるいはもうこれについては皆さん理解を得たということで受け止めてみえるのか、その辺はいかがですか。

◎小山敏委員長
危機管理部次長。

●宮本危機管理部次長

その御質問にお答えさせていただきます。参考までにですが、約2年ほど前に三重県のほうがこの条例を制定するに当たり、全国の都道府県で初となる見舞金制度を創設した条例を制定するに当たり、県下でパブリックコメントを実施しております。

また、この条例の制定に当たりましては、知事のほうがその条例を施行するに当たっての背景、一つの大きな殺人事件があったんですが、そういった背景やその必要性、それとその条例の内容について、新聞でも報道されております。

また、その県がこの平成31年4月から条例を施行いたしたんですが、犯罪被害者等への支援件数としましては1年目が9件、2年目の今年度が現在7件と16件ございまして、幸い16件の中には伊勢市の市民は含まれておらない状況でございます。

また、既に三重県の条例制定後、県下で3市5町が条例を制定しておるんですが、こちらのほうはパブリックコメントを実施しておらず、私どもと同様にこの4月施行を目指している鈴鹿市においてはこの秋にパブリックコメントを実施しまして意見がなかったという状況です。

そのもろもろのことを踏まえまして、やっぱり伊勢市の中でこのパブリックコメントを実施させてもらったんですが、身近にそういった方々が少ないというところもあるのか、私どもとしては、市民の意識というものはまだ決して高いものではないとは考えてます。

そのことからですね、この条例の中にはですね、市の責務以外にも市民の責務として、この犯罪被害者等の置かれている立場とかそこを十分配慮して、風評被害等の二次被害を出さぬようなことも記述しておりますし、広報及び啓発としまして、市は市民や事業者に対してそういったところを十分理解するように広報及び啓発をしていくというところも定めておりますので、この条例が制定された後にも、私どもとしては広く市民に関心、理解を深めていただくよう周知・広報が必要と考えております。以上です。

◎小山敏委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

他に発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時02分

【管外行政視察について】

◎小山敏委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、「管外行政視察について」御協議願います。

本件につきましては、例年この時期にですね、まず管外行政視察を実施するかしないかを決めていただいて、その後で、その時期だとか視察先を決めていただくということをしてまして、例年5月の連休明けに実施することが多かったんですが、昨年新型コロナウイルス感染症の拡大、感染防止の観点からですね、一旦決まったのが中止になったという経緯がございます。

また今年もですね、今の段階で先が見通せない状況でございますので、ちょっと今の段階で決めるのは非常に難しいかなというふうに思いますので、今後ですね、視察がまたできる状況になったと判断した時に改めて本協議会においてお諮りさせていただきたいと思うんですけど、ちょっと皆さんの御意見をお聞かせください。

〔「異議なし」と呼ぶ者ものあり〕

◎小山敏委員長

よろしいですか。

ということは、見送りというのと、先送りというのと、ちょっと用語が難しいんですけど、今日結論を出さないということで、また時期が来たら協議するということでよろしいですかね。

西山委員。

○西山則夫委員

実施するというのを前提にするのか、最初からもう駄目よというんじゃないかに、やるということを決めておいて、時期に合わせて、この5月にやるというのは現実的にはどうかというのがあるんで、それはもう延期というのか、正しいのかというようなことは分かりませんが、やるという方向だけ決めといて、その時期に合わせてやっぱりやったほうがいい。

◎小山敏委員長

そうなんですね。ちょっとその辺が、今の段階で本当にやるとしても、いつ行けるかが難しい、判断が非常に難しいものですから、もう全て先送りみたいな判断できる状況になってから判断したらいいんじゃないかと思うんですけど、それでよろしいですかね。

〔「そうしましょう」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

では、他に発言がないようですのでお諮りいたします。

管外行政視察の実施につきましては、また判断できる状況になってから協議するということにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会いたします。

閉会 午前11時05分